

貝塚市久保地区住居表示及び小瀬一丁目
への区域編入業務委託（その5）

仕 様 書

貝塚市 都市整備部 用地課

貝塚市久保地区住居表示及び小瀬一丁目への 区域編入業務委託（その5）仕様書

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、貝塚市（以下「甲」という。）が実施する「貝塚市久保地区住居表示及び小瀬一丁目への区域編入業務委託（その5）」（以下「本業務」という。）に適用する。

（目 的）

第2条 本業務は、久保地区における住居表示の実施及びそれに伴う小瀬一丁目への区域編入に必要な調査及び資料の作成等を委託するものである。

（業務の範囲）

第3条 本業務の範囲は、別添図の区域内とし、数量は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------|
| （1）対象区域面積 | 約 16.0ha |
| （2）対象区域筆数 | 約 1,030 筆 |
| （3）対象戸数 | 約 530 戸 |
| （4）予定街区数 | 約 30 街区 |

（適用法令等）

第4条 受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書及び契約書によるほか、次に掲げる関係法令及び貝塚市住居表示実施基準を遵守するものとする。

- （1）測量法（昭和24年法律第188号）
- （2）地方自治法（昭和22年法律第67号）
- （3）住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）
- （4）貝塚市契約規則（平成19年規則第9号）
- （5）貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）
- （6）貝塚市暴力団排除条例施行規則（平成24年貝塚市規則第18号）
- （7）その他関係法令

（提出書類）

第5条 乙は、作業開始に先立ち、着手届、実施計画書、主任技術者等届、実施工程表その他甲の指示する書類を提出するものとする。

2 乙は、作業完了時に完了届、引渡書、その他甲が指示する書類を速やかに提出して、その検査を受けるものとする。

（資格・条件等）

第6条 乙は、主任技術者及び現場代理人を選任するものとする。

2 主任技術者は、高度な技術と十分な実務経験を有するものであって、測量士の資格を

有する者とする。

- 3 主任技術者は、業務全般の管理及び統括、作業現場の運営、取締り等を行うものとする。
- 4 現場代理人は、主任技術者が行う作業現場の運営、取締り等の補佐を行うものとする。
- 5 主任技術者と現場代理人は、兼任してはならないものとする。
- 6 乙は、出入口・棟割等調査に従事する際、主任技術者又は現場代理人を常時現場に配置するものとする。

(打合せ及び協議記録簿の作成)

第7条 乙は、甲と常に密接な連絡を取り、本業務の作業方針、工程等を確認し、本業務を適正かつ円滑に実施するものとする。

- 2 前項の他、本業務の着手時に甲が指示する業務の区切りにおいて、乙は甲と打合せ（全般打合せ）を行うものとする。この場合乙は、主任技術者及び現場代理人が出席するものとする。
- 3 乙は、打ち合わせ事項その他について後日確認ができるよう確認事項、打合せ内容、出席者、打合せ日等の明細を記載した打合せ協議記録簿を作成し、10日以内に甲に提出し、内容の確認を受け、各々1部を管理するものとする。

(業務状況の報告)

第8条 乙は、本業務の円滑な進捗を図るため、スケジュール管理者を置き、工程管理を適切に行うものとする。

- 2 乙は、本業務の実施状況について、2週間に1回、書面により甲に報告しなければならない。
- 3 前項のほか、甲が必要と認めたときは、乙は業務の実施状況について随時報告しなければならない。

乙は、甲が必要と認めた場合は、業務の実施状況を報告しなければならない。

(諸事故の取扱い及び処理)

第9条 本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害は、乙の責任により解決するものとし、また発生原因、経過、内容を速やかに甲に報告し、その指示を受けるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、本業務により知りえた事項を第三者に漏らしてはならない。また、本業務の業務完了後においても同様とする。

(個人情報の取扱)

第11条 本業務の遂行にあたっての個人情報の取扱いについては、別途「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(成果品の検査)

第12条 甲の検査により、成果品に誤り及び不都合が認められた場合は、乙は乙の負担により、速やかに成果品の訂正を行わなければならない。また、成果品の引渡しから居表示実施までの間に発生した成果品の隠れた誤りや、訂正の必要が生じた場合は、乙の

負担により処理するものとする。

(貸与資料)

第 13 条 本業務における貸与資料は、乙の申出により甲と協議して決定するものとする。

2 乙は貸与を受けた資料について、後日確認が行えるよう貸与内容を詳細に明記した借用記録を作成するものとする。また、貸与資料については、業務完了後、速やかに返却するものとし、貸与資料に破損、汚損、紛失等があった場合、乙は速やかに甲にその旨を報告し、原状回復するものとする。原状回復が困難な場合は、甲の指示によりその処理を決定する。

(疑義等)

第 14 条 本業務について、本仕様書、契約条項に不明な点及び疑義が生じた場合、甲乙協議の上定めるものとする。

第 2 章 業務内容

(業務内容)

第 15 条 乙の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 申請用図面等作成
- (3) 出入口・棟割等調査
- (4) 法務局地番調査及び地番組換簿作成
- (5) 住居表示基本図作成
- (6) フロンテージ記入
- (7) リーフレットの作成、印刷、配布
- (8) 小瀬一丁目への区域編入にかかる資料作成

(計画準備)

第 16 条 本業務に先立ち、使用機材の選定及び作業方法の決定、作業全般にわたる計画及び作業を遂行する上で必要な資料等の入手並びに現地調査を含む準備を入念に行うものとする。また、基礎調査の作業計画・工程等について市担当課との協議打合せを行い、本業務に必要な各種資料、作業内容の確認、工程管理等を行い、打合せにより仕様書に記載のない事項等で、本業務に必要な資料が発生した場合には、双方で協議を行い、可能な限り乙は対応しなければならない。

(申請用図面等作成)

第 17 条 地方自治法第二百六十条第一項の規定に基づく議案議決及び関係諸機関提出のための別図の作成を行う。表示事項は次のとおりとし、図面の大きさは A4 縦版とする。

- (1) 道路、水路及び主要な地形
- (2) 別図 1 には、大字名・大字界及び変更区域の表示（斜線）、タイトル、凡例
- (3) 別図 2 には、対象区域における新町名・新町界、周辺の大字名、タイトル、凡例

(出入口・棟割等調査)

第18条 甲所有のDMデータ(H13年)等を基に、建物の主たる出入口及び棟割等の調査を行うものとする。また、街路等の経年変化を、現地確認を必ず行ったうえで修正し、編集整理するものとする。

(法務局地番調査及び地番組換簿等作成)

第19条 地図をもとに法務局において対象地及びその周辺の地番を調査し、それを利用して対象区域内の地番図及び地番組換簿(一覧表)を作成する。

2 一覧表に必要な項目は、旧大字名・地番・地積・種別・所有者・所有者住所・新町名であり、簿冊作成の場合は、旧大字名・地番・新町名とする。

(住居表示基本図作成)

第20条 乙は、基本図作成において、現地確認を必ず行い、現状に相違がある場合は速やかに現地調査に基づく修正を行い、正確な基本図を作成すること。また、作成した基本図の内容について、実地調査に基づく根拠を含めて、甲に説明すること。

住居表示基本図の作成は、以下のとおり行うものとする。

(1) 前条の調査結果を基に、1/500の縮尺で作成する。

(2) 表示項目は次のとおりとする。

ア タイトル、縮尺、方位等の整飾関係

イ 幅員1m以上の道路

ウ 建物及び主要な工作物

エ 河川、水路、ため池、その他街区界

オ 柵・塀・門柱等の工作物

カ 敷地界となり得る筆界等

キ その他甲が指示するもの

(フロンテージ記入)

第21条 住居表示基本図を基に街区案及びフロンテージ案を作成し、甲と協議の上、住居表示基本図に記入する。

(リーフレットの作成、印刷、配布)

第22条 乙は、住居表示制度の概要等、住民に配布するリーフレット等の作成、印刷、配布をする。

(1) リーフレットの作成は2種類とする。1種類はA3両面カラー刷り、1種類はA4両面のカラー刷りのリーフレットデータを作成する。

(2) 印刷はA3両面カラー刷り650枚程度、A4両面カラー刷り650枚程度、A4両面白黒刷り650枚程度の印刷を行うものとする。

(3) 配布は、10月～12月の内2回を予定している。ただし配布時期は変更する場合がある。なお、配布対象は空き家を含め、本業務の範囲内の全ての建物(集合住宅の場合は全ての部屋)に対して行うものとする。(ただし、農具小屋や倉庫等、明らかに住居として使用しない建物は除く)

配布方法や配布後に提出する書類については、甲の指示によるものとする。

(小瀬一丁目への区域編入にかかる資料作成)

第23条 乙は、本仕様書、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条について、小瀬一丁目への区域編入にかかる資料作成に準用する。

その他、小瀬一丁目への区域編入にかかる資料について、乙は可能な限り甲の指示により作成するものとする。

第3章 成果品

(納入成果品)

第24条 本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 業務報告書 | 1式 |
| (2) 申請用図面 | 1部 |
| (3) 1/500基本図 | 1部 |
| (4) 地番図 | 1部 |
| (5) 地番組換簿 | 1部 |
| (6) 電子データ | 1式 |

2 納期限については次のとおりとする。

(2) 申請用図面は令和8年9月30日を納期限とする。

(3) 1/500基本図は、令和9年1月8日を1回目の納期限とする。また、本成果物の提出後、作成根拠に関する説明および協議を行い、その内容に基づいて再提出を行うものとする。

その他の納期限は、打合せ協議の際に決定するものとする。

3 乙は、成果品の納品期日を厳守し、その内容は甲の求める合格水準を十分に満たすものとするとともに、校正段階においても乙は正確性を期した確認を行い、誤りのない状態で甲へ提出すること。

第4章 その他

(その他)

第25条 現地での作業は、住民の意思を尊重し、住民に無断で作業することは厳禁とする。